

滋賀県公報

 令和
 6年
 (2024年)

 1
 月
 2
 9
 日

 号
 外
 (3
)

 金
 曜
 日

毎週火・金曜 2回発行

目

示

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告

告示

滋賀県告示第401号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。 令和6年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1項第1号の表電気・磁気環境機器の部中「970」を「1,010」に、「320」を「330」に改め、雷サージ試験機の款および妨害波測定装置の款を削り、「1,070」を「1,120」に、「1,150」を「1,200」に改め、放射電磁界測定システムの款およびEMI測定用1GHz超拡張システムの款を削り、「3,210」を「3,360」に、「4,560」を「4,690」に、「740」を「770」に、「8,560」を「8,980」に、「6,450」を「6,760」に、「4,280」を「4,490」に、「3,570」を「3,740」に、「1,430」を「1,500」に、「1,180」を「1,230」に、「810」を「850」に、「2,720」を「2,790」に改め、同表計測機器の部中高電圧計の款、表面電位計の款および微小直流電圧計の款を削り、

 絶縁
 抵抗
 計
 290]を

 絶縁
 抵抗
 計
 300] に、「250」を「260」

に、「310」を「320」に、「470」を「490」に、

定 Τ D R 測 630 電力・電力量計 単 相 用 220 三 相 用 230 記 録 電 力 量 計 280 器 静 電 気 測 定 290 ラ ザ ネ \vdash イ 430

電力・電力量計 単 相 用 230

に、「670」を「700」

に、「500」を「520」に、「1,400」を「1,420」に、「920」を「960」に、「710」を「730」に、「870」を「900」に、「640」を「670」に改め、同表観測機器の部中「590」を「610」に、「1,000」を「1,020」に、「740」を「770」に、「950」を「990」に改め、同表記録機器の部中「540」を「550」に改め、温度記録計の款を削り、同表発生機器の部中「700」を「730」に改め、発振器の款およびパルス発生装置の款を削り、「310」を「320」に、「500」を「520」に改め、安定化電源装置の款を削り、「400」を「410」に、「690」を「720」に改め、同表変換機器の部中「510」を「530」に改め、抵抗減衰器の款を削り、同表磁気特性測定機器の部を削り、同表精密測定機器の部中「1,360」を「1,390」

を「1,350」に、「1,080」を「1,130」に、

に、「1,340」を「1,380」に、「1,070」を「1,110」に、「750」を「770」に改め、非接触変位計の款を削り、「240」 を「250」に、「600」を「630」に、「220」を「230」に、「250」を「260」に改め、蛍光X線式膜厚測定機の款およ び万能投影機の款を削り、「1,160」を「1,190」に、「1,350」を「1,420」に、「2,410」を「2,530」に改め、同部 に次のように加える。 真 円 度 測 定 1,420 別表第1項第1号の表機械試験機器の部中「500」を「520」に改め、小型振動試験機の款を削り、「1,370」を「1,420」 に、「1,150」を「1,200」に改め、同表材料試験機器の部中 材料試験機 万能材料試験機(500kN) 1,340 万能材料試験機(50kN) 1,290 じ ŋ ね 試 驗 1, 160 工 IJ ク セ ン 機 250 試 験 材料試験機 万能材料試験機(50 k N) 1,350 に、「1,230」を エ IJ ク セ ン 試 験 機 260 $\lceil 1,280 \rceil$ C, $\lceil 910 \rceil$ & $\lceil 960 \rceil$ C, $\lceil 1,270 \rceil$ & $\lceil 1,300 \rceil$ C, 「900」を「920」に、 1, 250 1,310 1時間増すごとに 810 1時間増すごとに 850 を に、 1,250 1,310 1時間増すごとに 680 1時間増すごとに 690 Γ に、「400」を「420」に、「360」を「370」 680 を 710 に、 に、「690」を「720」に、「760」を 320 330 「790」に、「410」を「420」に、「2,270」を「2,290」に、「430」を「450」に改め、低荷重物性試験機の款を削り、 「1,320」を「1,380」に改め、渦電流探傷システムの款を削り、 1, 250 高 速 摩擦摩 耗 試 験 1時間増すごとに 810 1,290 高荷重高速 摩擦摩耗試 1時間増すごとに 840 「960」を「970」に、「670」を「690」に改め、同部に次のように加える。 万 能 材 料 試 験 機 (低荷重) 1,290 別表第1項第1号の表微小観察機器の部中小型工具顕微鏡の款を削り、「330」を「340」に、「3,290」を「3,410」 に、「2,000」を「2,090」に、 に、「6,600」 870 を 880 を「6,840」に、「3,870」を「3,900」に改め、同表機械試料調整機器の部中「810」を「850」に、「1,070」を「1,120」 に、「600」を「630」に、「320」を「330」に、「280」を「290」に改め、同表環境機器の部中「1,180」を「1,220」 に、「960」を「990」に、「1,400」を「1,460」に、「1,170」を「1,210」に、「1,990」を「2,020」に、「1,730」

を「1,750」に、「2,220」を「2,240」に、「1,980」を「2,020」に、「900」を「930」に、「660」を「690」に、「1,300」

温室槽	 ウ ォ ー タ ー	バス	370	
	, 4	1	. 時間増すごとに 150	
	精 密恒 温	槽	370	ト
		1	<u>時間増すごとに 150</u> 370	
	インキュベ	- タ ₁	. 時間増すごとに 150	
		1	- 門間2日 / ここで 100	」
温室槽	 ウ ォ ー タ ー	バス	380	
		1	. 時間増すごとに 150	− に、「720」を
	インキュベ	ー タ 1	390	
		I	. 時間増すごとに 150]
	「520」に、「1,020」を「1,050」 理見測点機用の契中「400」さ			
「1680」に改め、同表物	理量測定機器の部中「420」を「	440」に改め、	、物理重変換器の款を削り 	`
П	転	計	240	
温湿度測定装置	ハンディ温湿	度 計	280	
	放射温度	計	290	
	熱電	対	290	
	, m	1	. 時間増すごとに 80	
	転	₹1	250	7
□	<u></u>	計	250	
温湿度測定装置	ハンディ温湿	度計	290	に改め、振動レベ
	放射温度	計	300	
ル計の款を削り、「250」	」を「260」に、「510」を「520)」に、「500」	」を「510」に、 	7
紫外	線 強 度	計	350	を
紫外	線強強度	計	360	に、「620」を
	+に 後四の対け 「200」 ナー「210」) z	[1 910]	٠	
「640」に収め、同表分を「2,980」に、「2,060	析機器の部中「300」を「310」に 0」を「2-090」に	-,	を「1,370」に、「720」を	1750] (C. 12, 910]
[[0) ½ 12,000 (C.		\neg	
	690 を	72	0 12,	
				7
電解	分 析 装	置	420	を
電解	分 析 装	置	430	に、「2,880」を
「3,020」に、「1,030」	を「1,080」に改め、炭素・硫酸	黄同時定量分		30」を「4,560」に、
Γ				1 .
波長分散	型 蛍 光 X 線 分 析	装置	3, 140	_ を
Γ				- 7
波長分散	型 蛍 光 X 線 分 析	装 置	3, 240	」に、「1,750」を
را, 820 ي اكار را آ6, 440 ي	を「6,760」に、「2,490」を「2	<u></u> ,600」に改め	、GCMS用加熱脱着装置	- dの款を削り、「570」
	を「2,570」に、「3,230」を「			
に、「2,690」を「2,72	0」に、「3,650」を「3,790」に			

1	令和6年	= (202₄	4年)	11月2	29 日		滋	賀	県	公	報		号外(3)
Γ				440	を					460	に、	, Γ320	0」を「330」	に、「2,960」を
Γ	3,110」に、										1			
Γ	液体ク	ロマ	トグ	ラフ	(ア	ミノ	酸分	析装	置)				3, 140	
Γ	液体ク	ロマ	トグ	ラフ	(ア	ミノ	酸分	析装	置)				3, 270] に、「2,360」を
Γ	2,380၂ (근립	女め、同	部に	火のよう	に加	える。								
			昇	温	脱	離	ガ	ス	分	析	装	置		2, 820
			高	速	炭	素	硫	黄	分	析	装	置		2, 510
														560」を「1,740」に、 「1,490」を「1,510」
に	改め、同部 I	に次の。	ように	加える。)								T	
			分		光			則 ·				計		630
Г	別表第1項 	第1号	の表化	(学試料	調整機	と器の	部中「	250]	を「260」	」に、	「320 ₋	を「:	330」に、	
	高 速	冷却	遠	心分	離	機				4	80	を		
ı				心分	離	機				4	90	に、	「440」を「4	50」に、「700」を
ſ	710」に、	「730」 R	を「75	50」に、						•				1
ı	分	析	用	試	料	-	粉	砕	機				310	を
Γ	分	析	用	試	料		粉	砕	機				320] に、「850」を「880」
に	改め、レー	ザー表記	面改質	装置の	款を肖	りり、								
Γ	スノ	° »	,	タ	IJ	ン	グ	装	置				1, 430	を]
Γ	ス・ノ	ッ	,	タ	IJ	ン	グ	装	置				1, 440	に改め、超臨界反
応	装置(二酸	化炭素)	の款	を削り、	Γ 3.	40」を	E √360)」に、	「920」	を「9)50J (こ、		
I	1時間増	すごとに	Z	400 160	を	1	時間堵	自すごと	とに	420 170] 	、 「5,	770」を「5,	930」に、「1,090」
	「1,110」に 「540」に、)」を	「440」 l3	Ξ, Γε	360J R	を「90()」に、	Г1, 370	」を「	1, 430)」に、	「1,400」を	「1,460」 に、「520」
Γ	ガ	ブ	ζ.	Ý	毘		合		器				330	を 」
Γ	ガ	ブ	ζ	Ŷ	毘		合		器				340	に、「590」を「610」
にに		を「2,3	350] (こ、「65	0」を	Г680.	に、	「960」	を「1,0	00] K	Ξ, Γ2	2, 450]	を「2,570」	に、「290」を「300」
٦] ,
г	蒸		米			装			置				480	を
ı	蒸		米			装			置				500	に、「270」を

滋 「280」に、「500」を「510」に、「690」を「710」に、「470」を「480」に、「280」を「290」に、「380」を「390」 に、「150」を「160」に、 400 410 に、「260」を「270」に、「1,490」を「1,550」 を 1時間増すごとに 170 1時間増すごとに 180 に、「2,040」を「2,140」に、「1,190」を「1,250」に、「2,300」を「2,320」に改め、同部に次のように加える。 チ 加 工 670 ツ 別表第1項第1号の表工作機器の部中「1,060」を「1,100」に、「2,590」を「2,700」に、 330 310 1時間増すごとに 150 1時間増すごとに 150 を に、「1,500」を「1,530」に、 2,420 2,520 1時間増すごとに 2, 190 1時間増すごとに 2,300 を 420 440 に、「570」を「590」に、 310 330 1時間増すごとに 100 1時間増すごとに 110 を に、「680」を「710」に、「620」を「640」 760 790 に、「380」を「390」に改め、小型平面研削盤の款を削り、 2,420 2,500 に、「5,280」を「5,540」に、「1,760」 1時間増すごとに 1, 170 1時間増すごとに 1, 170 を「1,820」に、「3,710」を「3,900」に、「880」を「910」に、「1,560」を「1,630」に、「1,590」を「1,640」に、 「1,100」を「1,150」に改め、同部に次のように加える。 金属3D後工程加工システム 3,040 別表第1項第1号の表コンピュータシステム機器の部中三次元CAD/CAMシステムの款および三次元CAE システムの款を削り、「2,900」を「3,000」に、「500」を「520」に、「1,510」を「1,530」に、「1,920」を「1,950」 に改め、電磁界解析シュミレータの款を削り、同項第2号の表大型樹脂3Dプリンタの部中「730」を「770」に、「870」 を「910」に、「1,160」を「1,220」に改め、同表金属粉末積層造形装置(DED方式)の部中「2,040」を「2,140」 に改め、同項第3号の表原料調整機器の部中「480」を「500」に、「200」を「210」に、「340」を「360」に、「320」 を「330」に、「460」を「480」に、「110」を「120」に、「310」を「330」に、 300 320 を に、「280」を「290」に、「290」を「300」 1時間増すごとに 60 1時間増すごとに 60 「450」を「470」に、「170」を「180」に、 に、「370」を「390」に、 Γ 300 310 に、 1時間増すごとに 50 1時間増すごとに 50 360 380 1時間増すごとに 100 1時間増すごとに 100 を に、「890」を「920」に、「530」を「560」 360 380 1時間増すごとに 120 1時間増すごとに 130 に改め、同表成形用機器の部中「330」を「350」に、「270」を「280」に、「300」を「310」に、「610」を「640」 に、「260」を「270」に、 470 490 に改め、同表試験・測定機器の部中「240」 1時間増すごとに 120 1時間増すごとに 130 を「250」に、「260」を「270」に、「290」を「300」に、「690」を「720」に、「910」を「950」に、「1,450」を 「1,470」に、

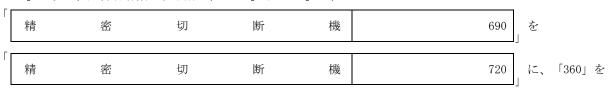
に、

温 槽 付) 衝 擊 試 験 機 (恒 910 を 衝 撃 試 験 機 (恒 温 槽 付) に、「1,400」を

「1,420」に、「960」を「980」に改め、同表微小観察機器の部中走査型電子顕微鏡の款を削り、「2,070」を「2,170」に改め、マイクロスコープの款を削り、「390」を「410」に、「290」を「300」に、「620」を「630」に、「1,500」を「1,550」に改め、実体顕微鏡システムの款を削り、「310」を「320」に改め、原子間力顕微鏡の款を削り、「3,770」を「3,960」に、「1,300」を「1,350」に、「1,640」を「1,660」に、「900」を「940」に、「1,600」を「1,640」に 改め、同表機械試料調整機器の部中



「740」に改め、試料研磨機の款を削り、「290」を「300」に、



「380」に改め、同表環境機器の部中「870」を「910」に、「650」を「680」に、

「1,010」に、「1,450」を「1,520」に、「1,120」を「1,180」に、「1,590」を「1,670」に、「1,380」を「1,450」に、「1,640」を「1,720」に、「1,430」を「1,500」に、「1,420」を「1,490」に、「1,180」を「1,240」に、「1,660」を「1,740」に、「1,410」を「1,480」に、「700」を「740」に、「490」を「510」に、「1,240」を「1,290」に、「350」を「370」に、「1,020」を「1,070」に、「800」を「840」に、



「490」に改め、同表物理量測定機器の部中「290」を「300」に、「610」を「640」に、「240」を「250」に、「980」を「1,030」に、「860」を「900」に、「280」を「290」に改め、同表分析機器の部中「1,360」を「1,430」に、「1,570」を「1,650」に改め、電気泳動装置の款を削り、「1,010」を「1,060」に、「1,890」を「1,980」に改め、熱量計の款を削り、「3,910」を「4,100」に、「1,250」を「1,310」に、「670」を「700」に、「2,310」を「2,430」に、「4,200」を「4,410」に改め、イオンクロマトグラフの款を削り、「2,180」を「2,290」に、「2,810」を「2,950」に、「790」を「830」に、「420」を「440」に、「3,730」を「3,920」に、「3,030」を「3,180」に、「960」を「980」に、「900」を「950」に改め、同表物性評価機器の部中動的接触角測定装置の款を削り、「710」を「720」に、「340」を「340」を「360」に改め、密度計の款を削り、「1,560」を「1,580」に、「3,580」を「3,760」に、「680」を「700」に、「1,120」を「1,180」に、「570」を「600」に改め、同表化学試料調整機器の部中「440」を「460」に、「310」を「330」に、「100」を「110」に、「340」を「360」に、「450」を「470」に、「290」を「300」に、「320」を「340」に改め、凍結粉砕器の款を削り、「540」を「570」に、「1,480」を「1,550」に、「670」を「700」に、「1,380」を「1,450」に、「2,030」を「2,130」に、「1,070」を「1,120」に、「620」を「650」に、「2,170」を「2,280」に、「2,130」を「2,240」に、「2,960」を「3,070」に、「2,460」を「2,480」に改め、同表工作機器の部中「1,420」を「1,490」に、「1,200」を「1,250」に、「780」を「820」に、「3,300」を「3,470」に、「680」を「710」に、「520」を「550」に、「1,470」を「1,540」に改め、ワイヤ放電加工機の款、三成分切削動力計の款および放電プラズマ焼結機の款を削り、

1時間増すごとに 160	を 1時間増すごとに	300 170	「320」を「340」に、	「1,330」を
------------------	---------------	------------	---------------	----------

「1,400」に、「2,890」を「3,030」に、「1,990」を「2,090」に、「690」を「720」に改め、同表繊維試験機器の部中「270」を「280」に、「790」を「830」に、「460」を「470」に、「390」を「400」に、「300」を「320」に、「420」を「430」に、「1,090」を「1,100」に、「1,000」を「1,010」に、「470」を「490」に、「290」を「300」に、「360」を「380」に、

織物通気度試験機(フラジール型) 310 を 織物通気度試験機(フラジール型) 330 に、「340」を

「360」に、「410」を「430」に改め、保温性試験機の款を削り、

織物収縮率試験機(ワッシャー型)

電 気 洗 濯 機 に、「500」を「530」に改め、全自動平面テス

トプレス機の款を削り、「610」を「630」に、「320」を「340」に、「520」を「550」に、「650」を「680」に改め、同表繊維加工機器の部中のり付機の款を削り、「550」を「580」に、「250」を「260」に、「260」を「270」に、「100」を「110」に、「350」を「370」に、「110」を「120」に、「310」を「300」に、「360」を「380」に、「300」を「320」

「2,270」を「2,330」に改め、大判プリンタ(布)の款を削り、「1,670」を「1,730」に改め、テキスタイルプリンタの款を削り、「660」を「690」に、「440」を「460」に、「600」を「620」に、「370」を「390」に、「1,530」を「1,610」に、「930」を「980」に、「3,920」を「4,050」に、「1,920」を「2,010」に、「1,280」を「1,340」に改め、同項第2号の表中「820」を「860」に、「410」を「420」に改める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県告示第402号

滋賀県工業試験研究機関試験等取扱要綱(昭和61年滋賀県告示第174号)の一部を次のように改正する。 令和6年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1項の表材料試験の部中「1,920」を「2,010」に、「1,780」を「1,860」に、「910」を「960」に、「1,710」を「1,780」に改め、強度試験の款ねじり(金属)の項を削り、「2,500」を「2,600」に改め、別表第2項の表分析試験の部中「3,510」を「3,690」に、「5,050」を「5,300」に改め、同表材料試験の部中「1,170」を「1,230」に、



「1,860」を「1,910」に、「1,800」を「1,890」に、「1,610」を「1,690」に、「2,220」を「2,300」に、「1,740」を「1,820」に、「900」を「950」に、「2,490」を「2,610」に改める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。